

避難行動要支援者の個別避難計画作成業務委託契約書

草津市長（以下「発注者」という。）と受注者は、避難行動要支援者の個別避難計画作成業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 発注者は、本契約書および別添の「避難行動要支援者の個別避難計画作成業務仕様書」に基づき、委託業務を受注者に委託し、乙はこれを受託する。

（善管注意義務）

第2条 受注者は、委託業務の遂行に当たり、発注者の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

（履行期間）

第3条 本契約に定める履行期間は、契約締結の日から令和6年3月15日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務に対する委託料は、「個別避難計画作成およびそれに付随する業務」1件当たり金7,000円（うち消費税および地方消費税を含む。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（成果物および検査、引渡し）

第6条 発注者は、業務完了報告書の提出および委託業務に係る成果物（以下「成果物」という。）の納入があった場合には、その日から起算して10日以内に検査を行う。発注者は、必要があると認める場合には、第三者に委託して検査を行うことができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、成果物の納入前に検査を行うことができる。この場合において、前項後段の規定はこれを準用する。

なお、成果物の引き渡しに関しては発注者と受注者とが協議するものとする。

3 第1項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しは完了し、その所有権は、発注者に移転する。

（委託料の請求）

第7条 受注者は、前条に規定する検査の合格の通知を受けた後、書面をもって委託料の支払を請求するものとする。なお、乙は、第4条に定める委託料に、業務完了報告書に記載された個別避難計画作成数を乗じて得た額を請求するものとする。

（委託期間の延長）

第8条 受注者は、委託期間内に委託業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が受注者の責めに帰することができないときは、発注者は、相当と認める日数の委託期間の延長を認めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第9条 受注者は、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

2 受注者は、この契約内容の全部または大部分を第三者に請け負わせてはならない。

3 前2項は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第10条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第11条 発注者は、受注者が次の一に該当するときは、催告をしないで契約を解除することができる。

（1）契約期限内に契約を履行する見込がないとき。

（2）契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

（3）正当な理由がなくて、関係職員の指示監督に従わなかったとき。

（4）この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。

（5）受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 契約を解除したときの精算業務委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。
（談合行為等に対する措置）

第12条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約およびこの契約に係る変更契約による業務委託料（単価契約の場合は支払金額）の10分の1に相当する額を、賠償金として、発注者に支払わなければならない。この契約による委託業務が完成した後においても同様とする。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下第2号までにおいて「法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条第1項もしくは第2項（法第8条の2第2項および法第20条第2項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第1項もしくは第3項、法第17条の2または法第20条第1項の規定による命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が法第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条の2第1項（同条第2項および法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令が確定したとき。

(3) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人である場合にあっては、その役員または代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定による刑が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。この場合における契約解除に係る違約金の徴収については、第6条第3項および第7条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 前各項に関する事項については、前条の規定にかかわらず、発注者は訴訟によって解決を求めることができる。

（契約外の事項）

第13条 この契約に定めのない事項については、草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）および草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）その他関係諸法令の定めるところによるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

令和5年 月 日

発注者 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋 川 渉

受注者